

## 議会運営委員会記録

開会年月日	令和4年12月21日
開会時刻	午前8時57分
閉会時刻	午前9時15分
出席委員名	◎鈴木豊司    ○井村貴志    宮崎 誠    楠木宏彦
	野崎隆太    吉井詩子    岡田善行    藤原清史
	西山則夫
	品川幸久 議長
	福井輝夫 副議長
欠席委員名	なし
署名者	宮崎 誠    楠木宏彦
担当書記	奥野進司
審査案件	1 本日の議事日程について
	2 伊勢市議会個人情報保護条例について
説明員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

## 会議の概要

鈴木委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に宮崎委員、楠木委員の両委員を指名決定した。

始めに「本日の議事日程について」を議題とし、中村議会事務局長から別紙のとおり追加議案が送付されたこと等による変更後の議事日程についての説明があり、発言もなく、事務局説明のとおり決定した。

次に、「伊勢市議会個人情報保護条例について」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり説明があり、発言もなく、今回の提案内容を会派に持ち帰り、改めて令和5年1月13日午前に会議を開き、協議をする予定であることを委員長から伝え、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和4年12月21日

委員長

委員

委員

## 議会運営委員会 事務局説明文（令和4年12月21日）

### 【本日の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして御説明を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、先の議会運営委員会で御決定いただいておりますが、当局から、「議案第119号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）」及び「議案第120号 伊勢市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の追加送付がありましたこと、「常任委員会の閉会中の継続審査・調査の申出」があったこと、また、先日の議会運営委員会員おきまして決定いただきましたとおり「伊勢市議会委員会条例の一部改正について」及び「伊勢市議会会議規則の一部改正について」の議員発議がありますことから、議事日程に変更が生じますため、改めて御説明を申し上げますので、日程案を御覧ください。

このあと10時に本会議の継続会議を開き、「議案第95号外7件一括」を上程し、関係常任委員会から、それぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

なお、採決につきましては、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきください。

次に、「議案第103号外7件一括」を上程し、所管常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第111号外3件一括」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第115号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第116号」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、追加送付されました「議案第119号」の補正予算議案を上程し、当局説明、質疑等の後、関係常任委員会に審査付託をいただきます。

次に、同じく追加送付されました「議案第120号」の条例改正議案を上程し、当局説明、質疑等の後、教育民生委員会に審査付託をいただきます。

ここで、本会議を休憩し、教育民生委員会、総務政策委員会をただいま申し上げた順にお開きいただき、付託案件の審査をお願いいたします。

総務政策委員会閉会の後、本会議を再開していただくこととなりますが、本会議の再開時間につきましては、議会運営委員会を開くことなく、委員長に御相談申し上げますようお願いいたします。

なお、討論をされる方は、本会議が再開されるまでに、討論の通告書をお出しいただきますようお願いいたします。

本会議再開後、休憩前の本会議におきまして関係常任委員会及び教育民生委員会に審査付託となっておりました「議案第119号」及び「第120号」を日程に追加し、日程順序

を変更して、順次議題とし、関係常任委員会及び教育民生委員会から、それぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、それぞれ御決定いただきます。

次に、「報告第9号」及び「第10号」の2件を一括上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略し、採決は1件ずつ行い、御決定いただきます。

次に、教育民生委員会及び産業建設委員会から申出がなされておりますので「発議第22号 常任委員会の閉会中の継続審査・調査について」を上程し、御決定いただきます。

次に、「発議第23号 伊勢市議会委員会条例の一部改正について」及び「発議第24号 伊勢市議会会議規則の一部改正について」を一括上程し、議会運営委員会委員長による提案者説明、質疑の後、会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を行わず、討論の後、御決定いただきます。

以上で、本定例会提出の全議案を議了し、閉会といたします。

なお、議会閉会后、全員協議会をお開きいただき、「各種委員の推薦」につきまして御協議いただきたいと思います。

続いて、全員協議会閉会后、「広報広聴検討分科会」をお開きいただくことといたしております。

本日の日程は以上でございます。よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

## 【伊勢市議会個人情報保護条例について】

それでは、「伊勢市議会個人情報保護条例について」御説明いたします。

資料1をお願いします。

これは、令和5年4月1日から運用しようとしています「伊勢市議会個人情報保護条例」について案を作成しましたので、お示しをし、御協議をいただきたいと思います。

個人情報保護の取り扱いにつきましては、これまで執行機関と合わせた形で運用してきた経緯がありますので、当局と協議を行い、当局の運用と相違が生じないことを基本に、現行の運用に合わせる形で、また、全国市議会議長会から示された「市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」を参考にして、「伊勢市議会個人情報保護条例（案）」を作成しております。

それでは、「伊勢市議会個人情報保護条例（案）」について説明いたします。前回と同じような説明になること御了承ください。

まず、第1条には条例制定の目的として、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としていることなどを定めています。

次に、第2条には、この条例で使われている用語の定義を、5ページ、第3条には、議会において個人情報の適正な取扱いができるよう措置を講じることを、5ページ、第4条から、12ページ、第16条までは、個人情報等の取扱い、個人情報の保有・管理に関することや利用・提供の制限に関することを、12ページ、第17条には、議会が保有している個人情報ファイル—事務等を行うために職員が業務上作成、取得した個人情報を検索できるように体系的に構成したもののことですが、紙での情報だけでなく、パソコンに保存

するデータファイルも含まれますが――、これを取りまとめた帳簿を作成し公表しなければいけないことなどを、15 ページ、第 18 条には、議会が個人情報を取り扱う事務について、事務の名称や利用目的などを記載した個人情報取扱事務の登録簿を作成し、閲覧に供することを、19 ページ、第 19 条から 24 ページ、第 31 条には、個人情報の開示請求の手続きや、開示の期限、手数料等のことを、24 ページ、第 32 条から、27 ページ、第 38 条には、議会が保有する自分自身の個人情報が事実でないと思料するときは訂正の請求ができること等、27 ページ、第 39 条～30 ページ、第 44 条には、議会が保有する自分自身の個人情報が、利用目的の到達に必要な範囲を超えて保有していたり、不正な手段により取得した個人情報であると思料するときは、利用停止の請求ができることを、30 ページ、第 46 条においては、開示、訂正、利用停止に係る決定や、これらの請求に係る不作為について審査請求があった場合は、伊勢市行政不服審査会に諮問しなければいけないことを、32 ページ、第 53 条から 57 条においては、情報を漏らしたとか、不正な利用などに関する罰則について定めております。

次に、今回お示しした、「伊勢市議会個人情報保護条例（案）」ですが、全国市議会議長会が示している条例・例と異なる点について説明いたします。

まず、「審議会」です。すみません、この条例案には記載されておられません。

新個人情報保護法においては、地方公共団体の機関は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める時は、審議会に諮問を行うことができる規定とされている。これは、個人情報保護に関する制度の改善等、例えば今回定めようとしている伊勢市議会個人情報保護条例の改善にあたり、専門的な知見に基づく意見を聞きたいという時ことで、市長部局においても審議会を置かないこと、また、将来的に法改正があり、伊勢市議会・個人情報・保護条例の改正について、検討する必要がある場合は、執行機関の対応と相違がないように対応するため、議会から審議会への諮問する必要はかなり低いと考えられること、また、地方自治法上、議会が審議会などの附属機関を設置できない制度にあることから、審議会は設けないこととしたいと考えております。

次に、先ほど第 18 条のところの説明しましたが、「個人情報取扱事務の登録簿」です。これは、第 17 条の「個人情報ファイル」と関連しますが、全国市議会議長会から示されている条例例では、議会として、どのような個人情報ファイルがあるのか、個人情報ファイル簿を作成し公表することを規定しています。

しかし、作成する個人情報ファイル簿については、伊勢市では、政令での規定で、本人の数が「1,000 件」を超えるものとする予定で、議会において本人の数が 1,000 件を超えるものについては現在のところありません。

議会としては公表するものがなくなってしまうので、個人情報ファイル簿に代わるものとして、個人情報事務取扱事務の登録簿（個人情報を取り扱う事務を取りまとめたもの）を作成し、閲覧に供することを考えております。

次に、開示請求に係る手数料ですが、第 31 条に規定していますが、これについては、11 月 24 日の総務政策委員協議会で総務課から説明がありましたが、個人情報が記録されている文書の開示を請求した場合には、現在手数料は無料とし、写しの作成に係る費用を負担して頂いております。

改正法においては、開示請求に係る手数料で歳入のこととされていることなどから、手

数料として御負担いただくこととしたいと考えております。

最後に1点、資料の訂正をお願いします。33ページ、別表のところで、「第30条関係」を「第31条関係」に訂正をお願いします。

説明は以上でございます。